

## 議案第 12 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため提案するものであります。